

議案第23号

三朝町廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例の一部改正について
次のとおり三朝町廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成12年3月10日

三朝町長 吉田秀光

平成12年3月22日原案可決

三朝町議会議長 藤井 享

三朝町条例第 号

三朝町廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例
三朝町廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例（平成8年三朝町条例第10号）の一部を次のように改正する。

第23条第1項中「法第6条の2第6項」を「地方自治法（昭和22年法律第67号）第227条」に改める。

附 則

この条例は、平成12年4月1日から施行する。